

## 船舶事故調査報告書

令和4年4月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年7月24日 9時30分ごろ
発生場所	福岡県芦屋町 <sup>みょうけん</sup> 妙見 <sup>かしわぼら</sup> 崎南西方沖 柏原港西防波堤灯台から真方位354° 1海里付近 (概位 北緯33° 55.6′ 東経130° 39.5′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、浸水した。
事故調査の経過	令和3年8月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3m未満）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.6～0.7m
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか1人が乗り、芦屋町夏井ヶ浜沖で釣りをしながら漂流中、風が強くなってきたので帰航しようとするところ、妙見崎南西方沖まで流されており、急ぎ帰航を開始して南進中、左舷方から約0.6～0.7mの波を受けて海水が船内に打ち込んで滞留した。</p> <p>本船は、船外機が水没してエンジンが停止し、操縦者が航行は難しいと判断して警察に通報した後、118番通報を行い、来援した警察の警備艇により芦屋町柏原漁港までえい航された。</p> <p>操縦者は、出航前に気象情報を確認し、午後から風が強くなる予報であったので、午前中に帰航しようと思っていた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は今回の操縦が初めてであった。</p>
分析	本船は、操縦者が、漂流中に沖側に流されたことに気付かなかったことから、帰航中に左舷方から波高約0.6～0.7mの波を受け、船内に海水が打ち込んで浸水したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、操縦者が、漂流中に沖側に流されたことに気付かなかったため、帰航中に左舷方から波高約0.6～0.7mの波を受け、船内に海水が打ち込んで浸水したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操縦者は、ミニボートは風波の影響を受けやすいので、漂流中は

	沖に流されないよう逐次船位の確認を行い、陸岸近くの平穏な海域で運航すること。
--	--